

経済建設文教常任委員会会議録

経済建設文教常任委員会会議録	1
【開会】	3
【陳情第11号】 矢板市上伊佐野地区の市道の舗装に関する陳情	3
【閉会】	5

1 日 時

令和3年6月8日（火）午前9時56分～午前11時10分

2 場 所

第2委員会室

3 出席委員（7名）

委員長 中里 理香

副委員長 石塚 政行

委員 神谷 靖、櫻井 恵二、伊藤 幹夫、
関 由紀夫、今井 勝巳

4 欠席委員

なし

5 説明員（3名）

建設課（3名）

①建設課長 和田 理男

②建設課長補佐 藤田 範行

③維持担当 増渕 修一

6 欠席説明員

新型コロナウイルス感染症対策のため、関係部課長等以外は出席せず。

7 担当書記

矢板 寿江、粕谷嘉彦

8 付議事件

【陳情第11号】 矢板市上伊佐野地区の市道の舗装に関する陳情

9 会議の経過及び結果 付議事件

【開会】

○委員長（中里理香） 本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、関連する所属課の職員のみのお出席としておりますので、御了承願う。

ただいま出席している委員は7名で、定足数に達しているから、会議は、成立している。

ただいまから、経済建設文教常任委員会を開会する。 (9:56)

○委員長 お諮りする。

この際、議事に入る前に直ちに、別紙日程により、現地調査を行いたいと思うが、異議ないか。

(異議なし)

異議なしと認め、現地調査のため暫時休憩とする。 (9:58)

(現地調査)

【陳情第11号】 矢板市上伊佐野地区の市道の舗装に関する陳情

○委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開く。 (10:43)

これより議事に入る。

この委員会に付託されました案件は、請願・陳情文書表のとおり、陳情第11号の1件である。

それでは陳情第11号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

恐縮だが、執行部からの説明をお願いします。

○建設課長（和田理男） 本日御覧いただいたとおり、陳情につきましては2路線あるが、メインは東西斜めに通っている道路で、延長120メートル、幅員が広いところでは4メートル、平均して3メートル程度のものである。

現地でもお話したが、両方を陳情者は市道という形で御要望されているが、現場は底地が赤道で国有地から市に移管された認定外道路という位置づけになっている。

案内のとおり認定外道路については、底地は赤道でありながら通常の受益者が少ない生活道路というところなので、管理については利用者並びに地域ということが前提となる。

例外的に認定外道路の中でも地域の中でかなり受益が広い、それから利用者が多い市道に補完するような、地域と地域、集落と集落を結ぶような大規模な道路については、認定外道路を順次市道へ格上げして市道なりの整備ということもこれまであったが、認定外道路は矢板市内に100キロメートル近くあるが、そういう路線は

ほぼレアになるという状況である。

現状としては、現場を見ていただいたとおり、要望に合わせ、砂利を敷くということは順次行われているということである。

それから行政区からの要望は、平成28年度に区長さんから舗装することについて要望をいただいている。区長さんに対しては、建設課としてもその道路の整備もただいま申し、整備の在り方は、基本的に認定外道路の管理は地元であること、地域であることとして、維持管理に必要な材料支給は行いますということで、舗装については非常に難しいという話もさせていただいた上で、要望を受理した。御案内のとおり、その要件に照らし合わせ、市の中で政策判断したところ、まだ舗装するまでの路線でないという判断がされ、要望はいただいているが、現状のままであるということである。

- 委員長 自由討議により委員の皆様のご意見を伺いたいと思う。
- 神谷委員 説明のとおり、市道ではなく認定外道路ということで、都度認めたら全部対応していかないといけないということもあるので、なかなか陳情を受け入れるのも難しいのかなと思う。
- 櫻井委員 却下。
- 伊藤委員 認定外道路であるところに使用頻度がどうなのか。年間何人の人が通るのか、お見受けした感じ個人の使用で終わってしまっているのかなという気がする。
実は私の所有している太陽光発電の隣がやっぱり赤道で年に1回位は自分で整備している。
今までの市の流れとしては砂利等の資材の提供はあっても、その整備する労力、それはやっぱり地元住民の方にやっていただければという方向だったと思うが、神谷委員から話のあったとおり、1か所だけそれを認めることによって、全ての道路に市の管理が必要になってくるのかなと思う。
だから、区長から要望があったときもそういうことだから、今回は個人なので不採択でよいのではないかと思う。
- 関委員 現地調査を確認して認定外道路ということで、不採択ということになる。
- 今井委員 結論から申し上げれば不採択。
陳情の最後のくだりの一文は、赤道であって自分たちで管理するもので、部材等について市の協力を仰ぎたいということならともかく、これを市の責任において舗装整備をお願いするということになり、これを認めるとほかの赤道全部市が面倒を見るのかということになってくるので、不採択でいいのではないか。
- 副委員長（石塚政行）市道という前提を考えると、一番重視されなくてはならないのは公共性なのかなと思うので、実際行って見てきて生活道路の一部なのだろうと思うし、これがまた認定外道路となれば、先ほど皆さんからお話があったように、全部を認めるようになってしまう。そこがやっぱり問題なのでこれは不採択なのかな。

○委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

○委員長 なければこれで終わる。暫時休憩とする。

(10 : 52)

○委員長 それでは再開する。

(10 : 52)

これより採決する。

陳情第11号は不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、陳情第11号は不採択とすることに決定した。

【委員長報告】

○委員長 以上で審議を付託されました案件を終了したが、委員長報告については

私に一任願えるか。

(異議なし)

それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で経済建設文教常任委員会を閉会する。

(10 : 53)